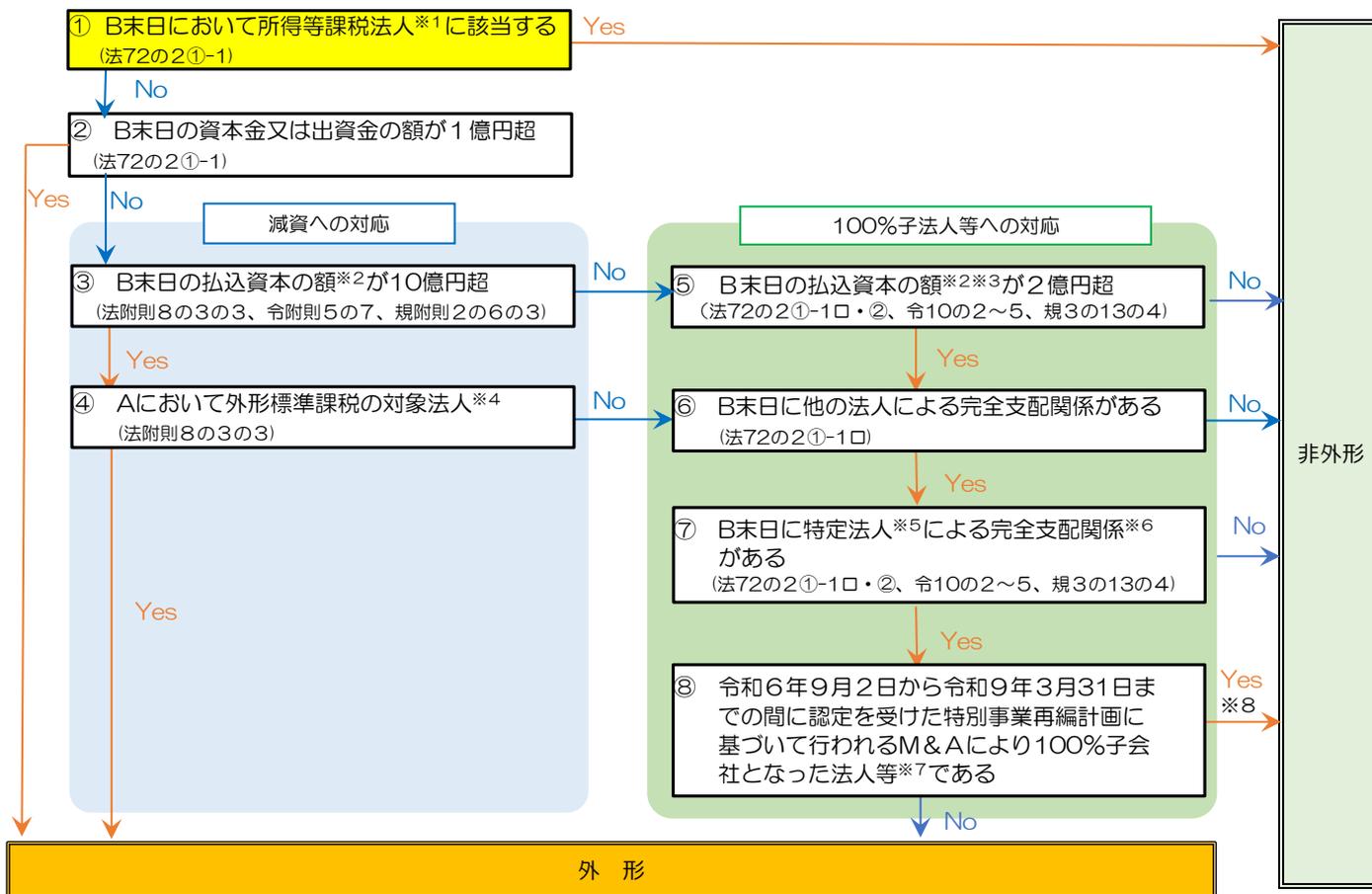


外形対象判定フロー
(令和8年4月1日以後開始した事業年度)

A：Bの前事業年度
B：令和8年4月1日以後開始した事業年度（判定対象事業年度）



令和8年4月1日～令和10年3月31日の間に開始する事業年度において、100%子法人等への対応の要件に該当する法人は、負担軽減措置の適用がある場合があります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

- ※1 所得等課税法人＝法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第72の2第4項に規定する人格のない社団等、第72の2第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人及び一般財団法人
- ※2 払込資本の額＝会計上の資本金又は出資金と資本剰余金の合計額
- ※3 令和6年3月30日以後に特定法人※5との間に当該特定法人による完全支配関係がある、又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式の全部を保有されている法人が当該100%グループ内で資本剰余金を原資とした配当等を行った場合、当該配当等により減少した金額を加算した金額となります。
- ※4 前事業年度において外形標準課税の要件に適合する法人（このフローで「外形」と判定される法人）です。ただし、当該前事業年度において法人事業税の納税義務がない場合を除きます。
- ※5 特定法人＝払込資本の額※2が50億円を超える法人（法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（外国相互会社を含む。）
- ※6 100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている場合を含みます。
- ※7 認定特別事業再編事業者である法人※9が、特別事業再編計画の認定の申請の前5年以内に株式又は出資の取得等をし、完全支配関係が継続している法人のうち一定のものを含みます。
- ※8 認定特別事業再編事業者による株式又は出資の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までが非外形となります。
- ※9 産業競争力強化法に規定する特別事業再編計画について認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人

(凡例)
法：地方税法 令：地方税法施行令 規：地方税法施行規則
改正法：地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）